

令和 6 年 6 月

保険医療機関等の皆様へ

鹿児島市障害福祉課

重度心身障害者等医療費助成制度の変更に伴う対応等について（お願い）

本市の福祉行政につきまして、かねてからご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、鹿児島県下において実施している重度心身障害者等医療費助成制度につきましては、重度障害者の負担軽減を図るため、令和6年7月診療分から、市町村に申請を行う必要がなくなる自動償還払い方式に移行する等の制度変更が行われます。

つきましては、対象者の診療に係るデータ（以下、「自己負担額支払データ」という。）を保険医療機関等から鹿児島県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）を経由して市町村に送付する必要があることから、下記のとおり、ご対応くださいますようお願いいたします。

保険医療機関等の皆様におかれましては、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 保険医療機関等のご対応（令和6年7月診療分以降）

(1) 窓口等で対象者から提示される「受給資格者証」により、対象者を確認してください。

- ・受給資格者証の確認は、月に1回で可。
- ・対象者は保険医療機関等へ自己負担額を支払います。

※以下の場合、これまでどおり受給者が鹿児島市役所の窓口で助成の申請が必要です。

（国保連に報告する自己負担額支払データと重複しないよう注意してください。）

- ・保険医療機関等の窓口で受給資格者証の提示がない場合
- ・県外の保険医療機関等を受診した場合
- ・治療用装具を購入した場合

(2) 国保連に自己負担額支払データを報告してください。

- ・対象は、医療保険適用分の自己負担額となります。
- ・作成、提出方法については、国保連及び鹿児島県のホームページをご覧ください。
- ・国保連から送付されたデータを基に、鹿児島市が対象者に助成金を支給します。
（診療した翌々月の23日頃に個人口座へ振込みます。例：7月診療分→9月振込）
- ・自己負担額支払データを国保連に報告いただく事務に対して、鹿児島市から報告事務手数料（50円/件）をお支払いします。（支払は4月の年1回です。）

※保険医療機関等の窓口でこれまでの支給申請書による証明書を発行する場合は、従来
の手数料（110円/件）です。（医療機関等からの支給申請書回収も行います。）

2 その他（留意事項）

(1) 受給資格者証の有効期間は、10月1日から翌年9月末までの1年間です。

※新制度開始時点（R6.7～R6.9）では、令和6年7月から令和6年9月の3か月の受給資格者証を発行します。（対象者には令和6年6月下旬に送付）

(2) 令和6年7月から精神障害者保健福祉手帳1級所持者（通院に係る医療費のみ）も対象になります。

(3) 令和6年7月から所得制限が導入され、一定の所得以上の方は助成対象外となります。

【問い合わせ先】

鹿児島市 障害福祉課 障害福祉係

TEL 099-216-1273（直通）

E-mail syogai-fuku@city.kagoshima.lg.jp